

■補助対象外経費について

次の経費は、補助対象になりませんのでご注意ください。

《補助対象外経費》

- ・ 交際費
- ・ 慶弔費
- ・ 懇親会費
- ・ 積立金
- ・ 他の団体への負担金及び補助金
- ・ 予備費
- ・ 団体の構成員に対する人件費・謝礼（団体のメンバーに対する賃料や謝礼）
- ・ 食糧費（会議等の昼食代、弁当代、茶菓子など）
- ・ 備品購入費（団体の資産となり得る購入価格が1万円以上の物品）
- ・ その他補助対象とすることが適当でないと判断される経費